

新保管第3835号の2
新環衛第1629号
平成30年11月28日

社会福祉施設等の長 様

新潟市保健所長
(担当：保健管理課)
(担当：環境衛生課)

家庭用加湿器のレジオネラ症対策について(お願い)

日頃より、保健行政についてご協力いただき感謝申し上げます。

昨年、社会福祉施設において、家庭等で使用される卓上用又は床置き式の加湿器内の汚染水のしぶき（目に見えない細かな水滴）を吸入したこと等が原因とされるレジオネラ症の感染事例があったことから、今年、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年厚生労働省告示第264号）が一部改正され、加湿器の衛生上の措置が追加されました。

空気が乾燥する冬季にはインフルエンザ等の感染症予防対策の1つとして、家庭用加湿器の使用を検討する施設も増えると考えられますが、別紙を参考にレジオネラ症対策を念頭に置き、加湿器使用の際は必ず、適切な清掃・管理を行っていただくようお願いいたします。

(参考)

○レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針の一部改正について
(新潟市)

※加湿装置（建築物の空調設備に組み込まれているもの）の留意事項や改正後の指針の全文を掲載。
本指針はレジオネラ症予防のために、感染源となる設備において構すべき衛生上の措置について示されています。

<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyoeisei/legionella/kankyoeisei20180925.html>

○レジオネラ症 Q&A
(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00393.html

○レジオネラ対策のページ
(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>

【担当】	新潟市保健所保健管理課	感染症対策室 (感染症全般について)
		025-212-8194
	新潟市保健所環境衛生課	環境衛生係 (加湿器や入浴設備等衛生対策)
		025-212-8266

平成30年11月28日

家庭用加湿器のレジオネラ症対策について

《レジオネラ症とは》

- ◎レジオネラ属菌が原因で起こる感染症で、高熱や呼吸困難などの症状が現れる「肺炎型」と発熱や筋肉痛などの症状が現れる「ポンティアック熱」に分けられます。
高齢者や免疫機能が低下している人、呼吸器疾患をお持ちの方は感染しやすいといわれています。「肺炎型」は、病状の進行が速く、重症化する場合も多く、注意が必要です。
- ◎感染経路は、レジオネラ属菌を含む細かい水滴(しぶき)を吸い込むことで感染します。
インフルエンザのようにヒトからヒトへの感染はありません。
- ◎家庭用加湿器は、水が細かい水滴となって飛散するため、タンク内でレジオネラ属菌が増え
てしまうと、レジオネラ症の発生源となる可能性があります。

《家庭用加湿器の清掃・管理について》

※家庭用加湿器は、給水タンクに水を溜めておくことから、レジオネラ属菌などの細菌が増え
やすく、清掃や管理について注意が必要です。

- 毎日、給水タンク内の水を完全に取替えて、タンクの内側を洗浄して清潔にし、生物膜(ぬめり)のないようにしてください。
- 長期間使用しない場合は、給水タンクの水を抜いて乾燥させてください。
- 給水タンクの洗浄方法は、メーカーの取扱い説明書に従ってください。

